

公布された条例のあらまし

◇災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例

1 条文の整備

災害救助法の改正に伴い、同法の条項を引用する条文の整備を行うこととした。

2 施行期日

平成二十五年十月一日から施行することとした。